

愛媛大学女性研究者メンター制度実施要項

(平成28年3月16日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、愛媛大学の女性研究者が、研究生活において抱える諸問題や将来のキャリア形成に関し、その自発的な解決に向けて、愛媛大学教職員からよき指導者及び助言者（以下「メンター」という。）を得て支援を受けることができることを目的とした、愛媛大学女性研究者メンター制度（以下「メンター制度」という。）について、必要な事項を定める。

(運用・管理)

- 第2条 メンター制度の運用・管理は、女性未来育成センター（以下「センター」という。）が行う。
- センターは、メンター制度を利用し、支援を受けたい者（以下「メンティ」という。）とメンター間のコーディネートを行うなど、本制度の円滑な運用に努める。
 - センター、メンター及びメンティは、メンター制度の運用・管理にあたり、個人情報に関する法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱う。
 - センターは、メンター又はメンティから申し出があった場合には、メンターを変更するなどの措置を講ずる。

(メンティ)

第3条 メンティは、愛媛大学に所属する以下の者とする。

- 愛媛大学に所属する女性研究者
- 愛媛大学に所属する女性学生（院生、学部生、留学生等をいう。）
- その他センターが必要と認める者

2 メンティは、利用申請書（別紙様式1）により、本制度の利用をセンターへ申し込む。

(メンター)

第4条 メンターとなる者は、自身の経験、知識、ネットワーク等を活かしてメンティを支援したいとする愛媛大学の教職員とする。

- メンターを希望する者は、所属機関の長の承認を得て、センターでメンター登録を行う。
- メンターは、「メンターのためのガイド」によりメンターとしての知識を習得し、センターが推薦するメンタリング研修を受講して、メンタリング技術の研鑽につとめる。

(支援内容及び方法等)

第5条 メンターが支援する内容は、メンティの教育・研究活動、キャリア形成、ワークライフバランス等に関わる相談業務とし、メンターはアドバイスの内容に結果責任を問われないものとする。

- メンターは、面談、電話、メール等を通して、自身の経験を活かして、必要に応じた助言、情報提供等により、メンティの自発的な問題解決やキャリア発達を支援する。
- 専門家の助言が必要と判断されるような深刻な人権問題及び人間関係並びにメンタル面での相談等、支援する内容がメンターの対応可能な範疇を超えた場合、メンターはメンティの了解を得て、センターと相談の上、専門家の意見を仰ぐべく総合相談部門等をメンティに紹介する。
- メンターは、報告書（別紙様式2）により、本制度の支援内容を報告する。

(守秘義務)

第6条 メンター及びセンターは、メンティに係るプライバシー、名誉、人権等に十分配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 前項の守秘義務は、メンターがその身分を失った以降も課せられるものとする。

(その他)

第7条 メンター制度の運用にあたり必要な具体的事項については、センターが適宜定める。

附 則

この要項は、平成28年3月16日から施行する。